

岩倉市地域生活支援事業等利用料減免事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく地域生活支援事業等を利用する者（以下「利用者」という。）に係る自己負担額について一部及び全部を減免することにより、利用者の自己負担の軽減を図り、もって福祉の増進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 岩倉市地域生活支援事業等利用料減免事業（以下「事業」という。）の実施主体は、岩倉市とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、地域生活支援事業等の利用に際し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に規定する負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）を超える利用者とする。

(対象事業)

第4条 事業の対象となる地域生活支援事業等は、次のとおりとする。

- (1) 岩倉市移動支援事業実施要綱（平成19年3月16日施行）に定める移動支援事業
- (2) 岩倉市地域活動支援センター事業実施要綱（平成19年3月16日施行）に定める地域活動支援センター事業
- (3) 岩倉市日中一時支援事業実施要綱（平成19年3月16日施行）に定める日中一時支援事業

(申請等)

第5条 減免を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、岩倉市地域生活支援事業等利用料減免申請書（様式第1）に負担上限月額を超えていることを証明する書類及び支払額が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、指定障害福祉サービス等に係る負担上限額が決定されている場合は、申請を要しない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、その旨を岩倉市地域生活支援事業等利用費減免（却下）決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(不正利得の徴収)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により減免を受けた者がいるときは、当該減免した額の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

岩倉市地域生活支援事業等利用料減免申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者氏名

岩倉市地域生活支援事業等利用料減免事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

また、申請にかかる所得の調査のため、私とその家族の課税状況等を確認することに同意します。

申請者	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	居住地		電話番号	
申請に係る 児童	フリガナ		生年月日	
	氏名		申請者との 続柄	
所持する手 帳	種類		番号	

障害程度区分		所得区分	
年 月分			
障害福祉サ ービス	種類		自己負担額 ①
地域生活支 援事業	種類		自己負担額 ②
計 (①+②)			
減免申請額			

様式第2（第5条関係）

岩倉市地域生活支援事業等利用費減免（却下）決定通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市地域生活支援事業等利用費減免事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり通知します。

1 決定

申請者	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	居住地		電話番号	
申請に係る 児童	フリガナ		生年月日	
	氏名		申請者との 続柄	
申請減免金額			決定減免金 額	

2 却下

却下理由	
------	--